

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限	令和 8 年 2 月 2 日（月）までの提出をお願いします。
提出先 (お問い合わせ先)	〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場財務課資産税係 電話：0137-62-2114 ※ 熊石総合支所、落部支所でも受付しています。
留意事項	① 申告書にマイナンバーの記入が必要となりますので、個人事業主の方は12桁の個人番号を記入の上、本人確認資料（番号確認・身元確認）と併せて申告願います。 法人の場合は、13桁の法人番号を記入の上、申告願います。 ② 償却資産をお持ちで無い場合や、前年度と変更がない・廃業・事業継承・事務所移転等があった場合も、その旨を備考欄に記入の上、申告願います。 ③ 課税標準額の特例が適用される資産を申告される場合は、種類別明細書の摘要欄にその適用条項を記載の上、特例の内容を証する書類を添付していただく必要があります。 詳細については、上記までお問い合わせください。
お知らせ	eLTAX（エルタックス）を利用した申告も可能ですので、詳しくは、eLTAX ホームページ（ https://www.eltax.lta.go.jp ）をご覧ください。

目 次

1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ページ
2 申告の対象となる資産・・・・・・・・	2 ページ
3 家屋と償却資産の区分・・・・・・・・	3 ページ
4 申告の対象とならない資産・・・・・・・・	4 ページ
5 決算時期と申告が必要な償却資産についての留意点・・・・・・・・	5 ページ
6 固定資産税と法人税の取扱いの相違点・・・・・・・・	6 ページ
7 課税標準の特例について・・・・・・・・	7 ページ
8 評価額の算出方法について・・・・・・・・	8 ページ
9 申告書等の記入方法・・・・・・・・	9 ページ



八 雲 町

1 償却資産とは

「償却資産」とは、「土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの」をいいます。

2 申告の対象となる資産

賦課期日（令和8年1月1日）現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。

なお、次の償却資産も申告の対象となりますので留意願います。

- ① 所得の計算上すでに減価償却が終了していても、現に事業の用に供しているもの。
- ② 建設仮勘定で経理している資産で、賦課期日（1月1日）現在事業の用に供しているもの。
- ③ 他に貸付けている資産で、それが事業のために使用している資産。
- ④ 資産台帳に記載されていない資産（簿外資産）であっても、事業の用に供し得るもの。
- ⑤ 遊休、未稼働の資産であっても事業の用に供し得る状態にある資産。
- ⑥ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同様である資産。
（所有権移転ファイナンスリース等）
※ 所有権が移転する契約については、単年度の支払額ではなく支払額総額を申告いただきます。
※ 所有権が移転しない契約については、貸主側にて申告することとなります。
- ⑦ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、税務会計上個別に減価償却しているもの。
※ 詳しくは【参考2】を参照願います。
- ⑧ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上いわゆる中小企業特例を適用した資産。
※ 詳しくは【参考2】を参照願います。
- ⑨ 賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作及び建築設備等。

【主な償却資産の例示】 ※例示以外でも事業用のものであれば申告が必要です。

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物 (建物付属設備を含む)	路面舗装（駐車場、構内）、門塙、庭園、貯水池、フェンス、広告塔、看板、井戸、石油タンク、その他土地に定着する土木設備工作物、堆肥場 等
2 機械及び装置	大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（分類番号が「0」で始まる車両）、洗濯業・理容業・美容業・飲食店業・宿泊業用設備、発電機、電動機、工作機械、作業機械、燃焼装置、化学装置、冷凍装置、コンベア、ホイス、起重機、プレス機、コンプレッサー 等
3 船舶	漁船、遊漁船、作業船、船舶の航行装置（操蛇機、エンジン、スクリュウ、レーダー、無線機、等を含む）
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両運搬具	大型特殊自動車のうち運搬具に該当するもの（分類番号が「9」で始まる車両） 最高速35km/h以上のトラクター、除雪車、構内運搬車 等 ※ 自動車税及び軽自動車税の対象となるものは除く
6 工具器具備品	測定工具、検査工具、作業工具、金属製足場材料、机、椅子、ロッカー、応接セット、テレビ、ルームクーラー、自動販売機、医療機器、光学機器、複写機、計算機 等

3 家屋と償却資産の区分

固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合は、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の要に供されるもの等については、償却資産として取扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合は、賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として賃借人が申告することとなります。

【家屋と償却資産の区分についての例示】

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			所有者が同じ場合		所有者が異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、誘導灯、非常灯等		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備、火災報知設備、呼出表示設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
空調設備	空調設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
		設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
その他の設備等	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

4 申告の対象とならない資産

下記の資産は償却資産の対象とならないため、申告は不要です。

① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。

※ 詳しくは、【参考1】を参照願います。

② 無形固定資産（ソフトウェア、営業権 など）

③ 繰延資産（開業費等）

④ 耐用年数が1年未満又は、取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの、又は、必要経費としているもの。

⑤ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの。

※ 詳しくは、【参考2】を参照願います。

⑥ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、売買扱いとする“ファイナンスリース”資産で取得価額が20万円未満のもの。

【参考1】車両運搬具の取扱いについて

構造	最高速度	大きさ			種別	償却資産 申告
		長さ	幅	高さ		
ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の台車が屈折して操行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/時 以下	4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	小型特殊 自動車	不要 (軽自動車税の 申告は必要)
	上記のうち1つでも 条件が満たないもの				大型特殊 自動車	必要
農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（農耕作業用トレーラー※1など）	35km/時 未満				小型特殊 自動車	不要 (軽自動車税の 申告は必要)
	35km/時 以上				大型特殊 自動車	必要
ポール・トレーラー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊 自動車	必要

なお、小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず所有していることで軽自動車税の対象となりますので、取得した場合は必ず軽自動車税の申告をしてください。（ナンバープレートを取り付ける義務があります。）

※1 令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、令和2年5月1日からこれまで償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トレーラー（小型特殊自動車にけん引されるもの）は軽自動車税の課税対象となりました

けん引車の種別 〈農耕トラクター〉	公道走行における けん引時の最高速度	被けん引車の種別	償却資産申告
小型特殊自動車	時速35km未満	小型特殊自動車	不要 (軽自動車税の申告は必要)
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり※)			
大型特殊自動車	時速35km以上	大型特殊自動車	必要

※ 農耕トラクターが大型特殊自動車であっても、けん引時に必要な条件（ブレーキが付いている等）を満たしていなければ、運行の速度制限（時速15km以下）等を遵守する必要があります。

【参考2】少額の償却資産の取り扱いについて

地方税法等の規定により、取得価額 10 万円未満の資産のうち、一時に損金計算したもの、取得価額が 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものは、いわゆる「少額資産」として償却資産申告の対象外となります。

ただし、中小企業特例（租税特別措置法）を適用して損金算入した資産は、償却資産申告の対象となりますので、留意願います。

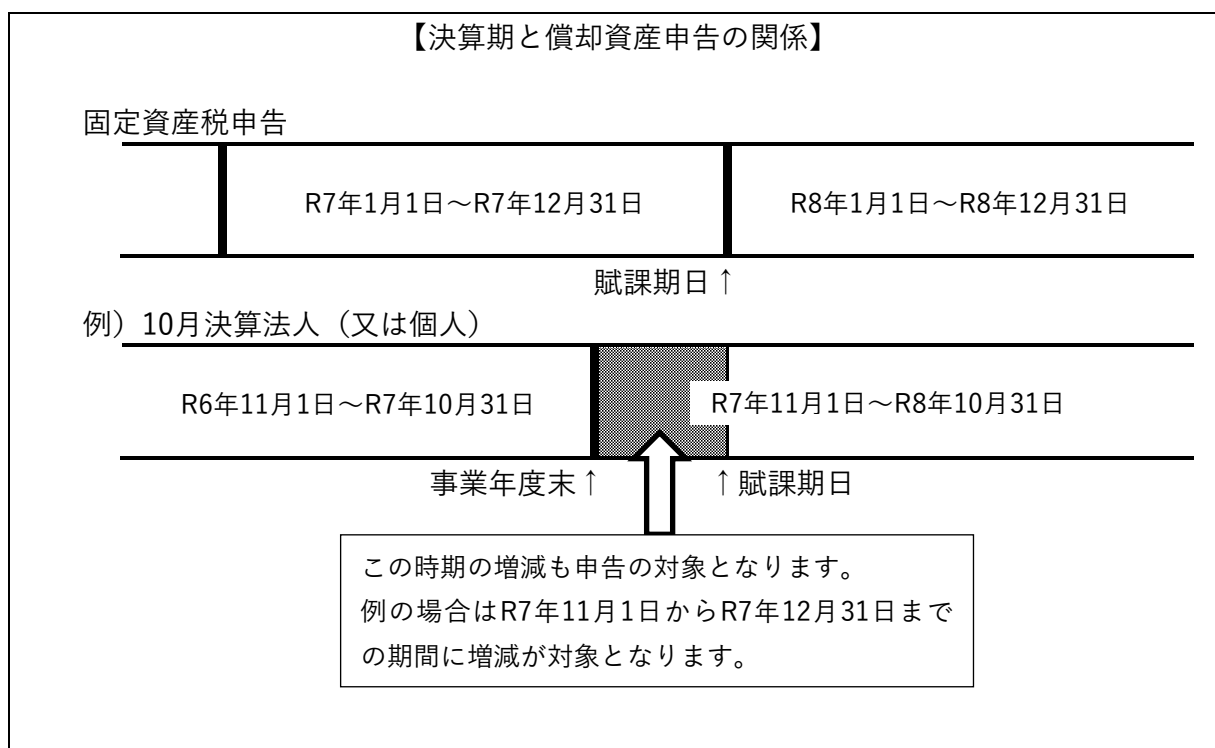
償却方法 \ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別に減価償却	申告必要	申告必要	申告必要	申告必要
中小企業特例を適用	申告必要	申告必要	申告必要	－
一時に損金算入	申告不要	－	－	－
3年で一括償却	申告不要	申告不要	－	－

また、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産については、取得価額が20万円未満の資産は償却資産申告の対象から除かれます。

資産内容 \ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産	申告不要	申告不要	申告必要	申告必要

5 決算時期と申告が必要な償却資産についての留意点

償却資産の申告は、あくまで賦課期日（1月1日）現在で事業の用に供しているものが対象となります。決算時期によって、償却資産の申告漏れが無いよう留意願います。



6 固定資産税と法人税の取扱いの相違点

固定資産税と法人税の取扱いには、下表のとおり相違点がありますので、ご留意願います。

項 目	固定資産税（償却資産）	法人税
償却計算の期間	暦年（1月1日現在）	事業年度（決算期）
減価（償却）の方法	一般の資産は、定率法を適用 ※法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様	○建物以外の一般資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	取得価額の5/100 （取替資産、鉱業用坑道を除く）	備忘価額（1円）まで （取替資産を除く）
改良費 （資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	損金算入可能
一括償却資産（取得価額が20万円未満の減価償却資産）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）	3年間で損金算入可能
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能

7 課税標準の特例について

地方税法の規定に基づき、一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用されることにより固定資産税が軽減されます。

特例に該当する資産については、種類別明細書の「摘要」欄にその適用条項を記載願います。
なお、特例適用の可否を確認するため、別途資料の提出をお願いする場合があります。

【主な特例資産の例】

内航船舶、公共の危害防止用施設・設備（水質汚濁防止、大気汚染防止関係など）、再生可能エネルギー発電施設・設備（FIT（固定価格買取）制度・FIP制度の認定を受けていない太陽光発電設備、風力、バイオマス 等） ほか

◎中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例について

国が制定した「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業等が労働生産性向上のために取得した設備に係る固定資産税について、課税標準の特例措置が適用になります。

特例を受けるためには、一定の条件を満たした中小企業等が、1.5%以上の賃上げ方針を従業員に表明し、当該賃上げ方針を位置付けて町の導入促進基本計画に則した「先端設備等導入計画」および「投資計画」を策定し、この計画が認定され、かつ認定後に取得した一定の設備であることが条件となります。

申請にあたっては、認定経営革新等支援機関の事前確認が必要ですので、商工会や地域金融機関、工業等の専門家に相談してください。

制度の詳細については八雲町ホームページをご確認いただくか、八雲町役場商工観光労政課商工観光係までお問い合わせください。

○八雲町ホームページ

先端設備導入計画について

⇒ <https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/syoutoku/sentansetsubi-r7.html>

固定資産税特例について

⇒ <https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/zaimu/content0054.html>

○八雲町役場商工観光労政課

⇒ 電話番号 0137-62-2116

8 評価額の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times (1 - r / 2)$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

A：半年分の減価残存率で本ページ＜減価残存率表＞のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で本ページ＜減価残存率表＞のB欄の率です。

※ 1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

※ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

※ 評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

(2) 減価残存率表

『固定資産評価基準』* 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用 年数	耐用年 数に応 ずる減 価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年 数に応 ずる減 価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年 数に応 ずる減 価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

令和7年度の償却資産台帳の内容「償却資産細目一覧表」を同封しましたので、その増減について記入してください。

(1) 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の記入方法

令和 8 年 1 月 8 日		令和 8 年度	
八雲町長 殿		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	
受付印		※ 所有者コード	
二海郡八雲町住初町138番地		2 0 2 3 0 0 0	
住所 (ふりがな)		8 短縮耐用年数の承認	
1 住所 (又は納税通知書送達先)		9 増加償却の届出	
2 氏名 (ふりがな)		10 非課税該当資産	
3 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)		11 課税標準の特例	
4 氏名 (屋号)		12 特別償却又は圧縮記帳	
5 氏名 (営業開始年月)		13 税務会計上の償却方法	
6 氏名 (営業開始年月)		14 青色申告	
7 氏名 (営業開始年月)		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	
8 氏名 (営業開始年月)		16 借入資産 (有) (無)	
9 氏名 (営業開始年月)		17 事業所用家屋の所有区分	
10 氏名 (営業開始年月)		18 備考 (添付書類等)	
11 氏名 (営業開始年月)		19 自己所有・借家	
12 氏名 (営業開始年月)		20 自己所有・借家	
13 氏名 (営業開始年月)		21 自己所有・借家	
14 氏名 (営業開始年月)		22 自己所有・借家	
15 氏名 (営業開始年月)		23 自己所有・借家	
16 氏名 (営業開始年月)		24 自己所有・借家	
17 氏名 (営業開始年月)		25 自己所有・借家	
18 氏名 (営業開始年月)		26 自己所有・借家	
19 氏名 (営業開始年月)		27 自己所有・借家	
20 氏名 (営業開始年月)		28 自己所有・借家	
21 氏名 (営業開始年月)		29 自己所有・借家	
22 氏名 (営業開始年月)		30 自己所有・借家	
23 氏名 (営業開始年月)		31 自己所有・借家	
24 氏名 (営業開始年月)		32 自己所有・借家	
25 氏名 (営業開始年月)		33 自己所有・借家	
26 氏名 (営業開始年月)		34 自己所有・借家	
27 氏名 (営業開始年月)		35 自己所有・借家	
28 氏名 (営業開始年月)		36 自己所有・借家	
29 氏名 (営業開始年月)		37 自己所有・借家	
30 氏名 (営業開始年月)		38 自己所有・借家	
31 氏名 (営業開始年月)		39 自己所有・借家	
32 氏名 (営業開始年月)		40 自己所有・借家	
33 氏名 (営業開始年月)		41 自己所有・借家	
34 氏名 (営業開始年月)		42 自己所有・借家	
35 氏名 (営業開始年月)		43 自己所有・借家	
36 氏名 (営業開始年月)		44 自己所有・借家	
37 氏名 (営業開始年月)		45 自己所有・借家	
38 氏名 (営業開始年月)		46 自己所有・借家	
39 氏名 (営業開始年月)		47 自己所有・借家	
40 氏名 (営業開始年月)		48 自己所有・借家	
41 氏名 (営業開始年月)		49 自己所有・借家	
42 氏名 (営業開始年月)		50 自己所有・借家	
43 氏名 (営業開始年月)		51 自己所有・借家	
44 氏名 (営業開始年月)		52 自己所有・借家	
45 氏名 (営業開始年月)		53 自己所有・借家	
46 氏名 (営業開始年月)		54 自己所有・借家	
47 氏名 (営業開始年月)		55 自己所有・借家	
48 氏名 (営業開始年月)		56 自己所有・借家	
49 氏名 (営業開始年月)		57 自己所有・借家	
50 氏名 (営業開始年月)		58 自己所有・借家	
51 氏名 (営業開始年月)		59 自己所有・借家	
52 氏名 (営業開始年月)		60 自己所有・借家	
53 氏名 (営業開始年月)		61 自己所有・借家	
54 氏名 (営業開始年月)		62 自己所有・借家	
55 氏名 (営業開始年月)		63 自己所有・借家	
56 氏名 (営業開始年月)		64 自己所有・借家	
57 氏名 (営業開始年月)		65 自己所有・借家	
58 氏名 (営業開始年月)		66 自己所有・借家	
59 氏名 (営業開始年月)		67 自己所有・借家	
60 氏名 (営業開始年月)		68 自己所有・借家	
61 氏名 (営業開始年月)		69 自己所有・借家	
62 氏名 (営業開始年月)		70 自己所有・借家	
63 氏名 (営業開始年月)		71 自己所有・借家	
64 氏名 (営業開始年月)		72 自己所有・借家	
65 氏名 (営業開始年月)		73 自己所有・借家	
66 氏名 (営業開始年月)		74 自己所有・借家	
67 氏名 (営業開始年月)		75 自己所有・借家	
68 氏名 (営業開始年月)		76 自己所有・借家	
69 氏名 (営業開始年月)		77 自己所有・借家	
70 氏名 (営業開始年月)		78 自己所有・借家	
71 氏名 (営業開始年月)		79 自己所有・借家	
72 氏名 (営業開始年月)		80 自己所有・借家	
73 氏名 (営業開始年月)		81 自己所有・借家	
74 氏名 (営業開始年月)		82 自己所有・借家	
75 氏名 (営業開始年月)		83 自己所有・借家	
76 氏名 (営業開始年月)		84 自己所有・借家	
77 氏名 (営業開始年月)		85 自己所有・借家	
78 氏名 (営業開始年月)		86 自己所有・借家	
79 氏名 (営業開始年月)		87 自己所有・借家	
80 氏名 (営業開始年月)		88 自己所有・借家	
81 氏名 (営業開始年月)		89 自己所有・借家	
82 氏名 (営業開始年月)		90 自己所有・借家	
83 氏名 (営業開始年月)		91 自己所有・借家	
84 氏名 (営業開始年月)		92 自己所有・借家	
85 氏名 (営業開始年月)		93 自己所有・借家	
86 氏名 (営業開始年月)		94 自己所有・借家	
87 氏名 (営業開始年月)		95 自己所有・借家	
88 氏名 (営業開始年月)		96 自己所有・借家	
89 氏名 (営業開始年月)		97 自己所有・借家	
90 氏名 (営業開始年月)		98 自己所有・借家	
91 氏名 (営業開始年月)		99 自己所有・借家	
92 氏名 (営業開始年月)		100 自己所有・借家	
93 氏名 (営業開始年月)		101 自己所有・借家	
94 氏名 (営業開始年月)		102 自己所有・借家	
95 氏名 (営業開始年月)		103 自己所有・借家	
96 氏名 (営業開始年月)		104 自己所有・借家	
97 氏名 (営業開始年月)		105 自己所有・借家	
98 氏名 (営業開始年月)		106 自己所有・借家	
99 氏名 (営業開始年月)		107 自己所有・借家	
100 氏名 (営業開始年月)		108 自己所有・借家	
101 氏名 (営業開始年月)		109 自己所有・借家	
102 氏名 (営業開始年月)		110 自己所有・借家	
103 氏名 (営業開始年月)		111 自己所有・借家	
104 氏名 (営業開始年月)		112 自己所有・借家	

令和 8 年度

第二十六号様式別表二（提出用）

(2) 「種類別明細書（増加資産用・全資産用）」の記入方法

※ 所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)				所有者名		枚のうち				
Z 2 0 2 3 0 0 0						(株)八雲		1				
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 年 号	取得価額 (イ)	耐用年数 (ロ)	減価残存率 (ハ)	価額	課税標準額の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
6		成程セット	1	5 7 10	250,000	8	0				1	
6		テレビ	1	5 6 10	120,000	5	0				2	
6		パソコン	1	5 3 11	220,000	5	0				3	
04							0				4	
05							0				5	
06							0				6	
07							0				7	
08							0				8	
09							0				9	
10							0				10	
11							0				11	
12							0				12	
13							0				13	
14							0				14	
15							0				15	
16							0				16	
17							0				17	
18							0				18	
19							0				19	
20							0				20	
小 計			3		590,000							

【資産の種類】
以下の数字を記入してください。
1 建築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具、器具及び備品

【年号】
以下の数字を記入してください。
1 明治
2 大正
3 昭和
4 平成
5 令和
※ 和暦での記入となります。

【取得価額】
・特別償却又は圧縮記帳を行っている場合は、特別償却又は圧縮前の取得価額を記入してください。
・消費税については、税込経理方式を行っている方は取得価額に含めず、消費税込の金額を記入してください。

【耐用年数】
所得税及び法人税における法定耐用年数を記入してください。

【摘要】
① 課税標準額の特例の適用を受ける資産については、その適用条件を記入してください。
② 他市町村からの移動により受け入れた資産については移動の年月日を記入してください。
③ 資産の申告もれがあった場合は、その旨の記入をしてください。

【資産コード】 【減価残存率】 【価格】 【課税標準額の特例】 【課税標準額】は記入不要です。

※ 年号は明治を1、大正を2、昭和を3、平成を4、令和を5と記入下さい。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいづれかに○印を付けてください。

令和 8 年度

一十六号樣式別表二(提出用)

※年号は明治を1、大正を2、昭和を3、平成を4、令和を5と記入下さい。